

彩の国埼玉環境大賞実施要綱

(趣旨)

第1条 彩の国埼玉環境大賞は、環境保全に関する意識の醸成及び行動の促進を図るため、個人、県民団体及び事業者において、他の模範となる優れた取組等を表彰する。

(主催及び後援)

第2条 主催は、埼玉県、株式会社テレビ埼玉及び埼玉県地球温暖化防止活動推進センターとする。

2 この表彰の実施に当たり、前条の趣旨に賛同する関係機関に対し、後援を依頼することができる。

(表彰部門等)

第3条 彩の国埼玉環境大賞は、個人及び県民団体を表彰対象とする「県民部門」と、事業者を表彰対象とする「事業者部門」の2部門とする。

2 「県民部門」の審査対象は、県内における次に掲げる活動等とする。

- 一 河川・湖沼、緑地など身近な自然に対する保全活動
- 二 身近な自然の創造を行う先進的な活動
- 三 省資源、省エネルギーなど地球温暖化に配慮した活動
- 四 ゴミの減量化・リサイクルによる資源循環型社会の構築に資する活動
- 五 環境学習等の環境保全意識の高揚に資する活動
- 六 その他環境保全に関して有効な活動

3 「事業者部門」の審査対象は、事業所における次に掲げる活動等とする。

- 一 環境に関する社会貢献活動
- 二 環境マネジメントシステムの導入や製造工程など事業活動における環境負荷低減の取組
- 三 環境の保全や創造に貢献する特に優れた製品やサービスを提供する事業
なお、応募に際しては、同業他社より著しく優れている点、地域・社会への貢献の状況等について付記するものとする。
- 四 その他環境負荷の低減に関して有効な活動

(被表彰候補者の募集等)

第4条 被表彰候補者の募集は、次に掲げる方法による。

- 一 県内で活動する県民団体及び県内に事業所を有する事業者
県内の市町村、学校、県内で活動するNPOなどの県民団体又は県内に事業所を有する事業者による推薦若しくは自薦
- 二 県内に在住する個人
県内の市町村、学校又は県内で活動するNPOなどの県民団体による推薦若しくは自薦

(応募の要件)

第5条 県民団体及び事業者の応募の対象となる活動は、原則として、応募時点の活動期間が概ね3年以上経過しているものとする。ただし、他に例を見ない、または、地域で大きな広がりが認められるなど、特筆すべき特徴がある場合には、活動期間に関わらず応募の対象とする。

2 個人の応募の対象となる活動は、原則として、応募時点の活動期間が概ね5年以上経過しているものとする。ただし、他に例を見ない、または、地域で大きな広がりが認められるなど、特筆すべき特徴がある場合には、活動期間に関わらず応募の対象とする。

3 法令等に違反し、罰則等の行政処分を受けているもの及び入札参加停止の措置を受けているものについては、応募の対象外とする。

(表彰の方法等)

第6条 表彰は、毎年一度、彩の国埼玉環境大賞の贈呈をもって行う。

2 被表彰者は、別に定める審査会の審査に基づき、県民部門おおむね8組（個人、県民団体）、事業者部門おおむね4組を目安として、主催者を代表して知事が定める。

3 前項に定める被表彰者は以下のとおりとする。

一 彩の国埼玉環境大賞 環境保全に関して他の模範となる特に優れた取組であり、特に顕著な功績のあったもの 県民部門1組程度、事業者部門1組程度

二 彩の国埼玉環境大賞優秀賞 環境保全に関して他の模範となる優れた取組であり、顕著な功績のあったもの 県民部門7組程度、事業者部門3組程度

三 彩の国埼玉環境大賞特別功労賞 環境保全に関して優れた取組であり、かつ、取組内容の特性等に鑑み、県の環境保全に特に貢献したと認められるもの 該当があるとき1組程度

4 知事が定める被表彰者の他に、環境保全に関する行動を奨励するため、審査会が彩の国埼玉環境大賞奨励賞を定める。

(表彰の公表等)

第7条 主催者は、被表彰者の取組を積極的に公表するとともに、その活動等の普及に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。